本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）

（人事課）

一　趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員が育児休業に係る子が二歳に達する日まで育児休業をすることができる特に必要と認められる場合を定めるための改正

二　内容

子が一歳六か月に達する日に育児休業を取得している非常勤職員が、人事委員会規則で定める事由に該当する場合に、子が二歳に達する日まで育児休業を取得することができるものとする。

三　施行期日

平成二十九年十月一日